静岡市調整池利活用事業社会実験の実施に関する協定書（案）

静岡市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、本市における調整池の本来の目的を阻害することなく、民間事業者と連携した調整池の利活用を図る取組の社会実験（以下「社会実験」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、社会実験で使用する「●●調整池」（以下「調整池」という。）の工作物の管理に関する事項その他社会実験の実施に関して必要な事項について定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第２条　乙は、調整池の機能及び目的並びに社会実験の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

２　甲は、社会実験が民間事業者である乙の能力を活用して実施されることにより、幅広い公益機能の増進に資することを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の義務）

第３条　甲及び乙は、信義に従い、この協定を誠実に履行するものとする。

（協定の期間）

第４条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和●年●月●日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、調整池の占用、工作物の設置等について、静岡市法定外公共物管理条例（平成15年静岡市条例第252号）第４条第１項の規定による許可を受けた場合には、この協定の有効期間はその許可の期間が満了する日まで継続するものとする。ただし、同条例第12条の規定により許可を取り消し、又はその効力を停止したときは、その取消し又は効力の停止の日までとする。

（適用の範囲）

第５条　この協定の対象とする調整池の位置及び範囲は、別図のとおりとする。

（工作物の種類及び管理）

第６条　乙が社会実験のために設置する工作物（以下「占用工作物」という。）は、乙の責任と費用において管理するものとする。

２　乙は、調整池の機能の確保のために設置された既存の工作物（以下「既存工作物」という。）の除草、清掃及び点検等を行い、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

３　乙は、既存工作物の破損を発見した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

４　甲は、社会実験の実施状況を点検し、管理上の問題が生じているときは、乙に対し改善

の指示を行う。

５　既存工作物が天災地変その他のやむを得ない事由により破損した場合は、甲は、乙と協議の上で修繕を行うものとする。ただし、乙の故意若しくは過失又は占用工作物に起因して破損した場合には、乙が修繕を行うものとする。

（事故等への対応）

第７条　調整池において事故等が発生した場合にあっては、乙は、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲に事故等の内容を報告しなければならない。

２　前項の場合において、乙は、甲と協力してその発生原因、再発防止策等の調査を行うものとする。

３　占用工作物に起因して甲又は第三者に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償する責めを負うものとする。

４　社会実験の実施に関し第三者から苦情が出された場合には、甲及び乙は、協力してその解決に努めるものとする。ただし、占用工作物に関する苦情については、乙の責任と費用において解決しなければならない。

（大雨時の安全対策）

第８条　甲及び乙は、大雨時に雨水が流入し、調整池内が冠水することについて、第三者に周知徹底を図るものとする。

２　乙は、調整池の機能及び目的を阻害しないよう、別に定める事項を遵守するとともに、第三者の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

３　乙は、第三者の安全の確保、占用工作物の搬出等の対応が円滑に図られるよう、あらかじめ甲と協議し、その手順等を別に定めるものとする。

（収益事業）

第９条　乙は、社会実験において、飲食店、物品販売、使用料の徴収その他の収益事業を実施することができる。

２　収益事業は乙の責任において実施するものとし、関係法令を遵守した上で必要な資格者を設置しなければならない。

３　乙は、収益事業の実施により甲又は第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

（調査への協力）

第10条　乙は、社会実験の実施中及び終了後において、甲が社会実験の効果を検証するために実施する調査に協力するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第11条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、各自その１通を保有する。

令和　　年　　　月　　日

甲　　　静岡市長　　田辺　信宏

乙　　　●●●●

　■■　■■